

児童福祉法における障害児通所給付費の額の特例等（利用者負担の減免）取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の11及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の25の規定に基づき、障害児通所給付費の額の特例（以下「利用者負担の減免」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の例による。

（利用者負担の減免対象者）

第3条 次に掲げる場合に係る通所給付決定保護者等の利用者負担の額は、0円とする。

（1）災害による減免

所得認定区分が「生活保護」以外の通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅、家財又はその財産について全半壊、全半焼又はこれに準ずる著しい損害を受けた場合

（2）収入の著しい減少による減免

次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（ア） 通所給付決定保護者等の属する世帯の生計中心者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（イ） 通所給付決定保護者等の属する世帯の生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（ウ） 通所給付決定保護者等の属する世帯の生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

イ 通所給付決定保護者等の所得認定区分が、「生活保護」以外であること。

ウ アに掲げる事実によって、通所給付決定保護者等の属する世帯の生計中心者の当該年の収入見込額が、前年（1月から6月にあつては前々年）の2分の1以下に減少することが見込まれること。

エ 当該年の所得金額（地方税法（昭和25年法律第266号）第292条第1項第13号の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。以下同じ。）の見込額を基礎とした場合において、通所給付決定保護者等の属する世帯全員が市民税の非課税基準に該当すること。

（減免の適用期間）

第4条 減免の適用は月単位で行うこととし、具体的な適用期間の基準は次のとおりとする。

（1）適用開始月

減免は、申請のあった日の属する月の初日から適用する。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

（2）適用期間

適用期間は6か月とする。ただし、前条に規定する減免対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難である事実が消滅した場合は、その事実が消滅した日の属する月の末日まで適用する。

（3）同一事実に基づく適用期間の延長

通所給付決定保護者等から適用期間経過後もなお同一事実を原因として利用者負担の減免事由がある旨の申請が適用期間内にあり、再度審査して減免すべき事情があると認めるときは、1回に限り、減免の適用期間を6か月以内で延長することができる。

（減免の申請）

第5条 利用者負担の減免を受けようとする通所給付決定保護者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）障害児通所給付費利用者負担減免申請書（様式第1号）

（2）第3条第1号による減免については罹災証明書

（3）第3条第2号による減免については収入申告書（様式第2号）

（4）その他市長が必要と認める書類

（減免の取消し）

第6条 次の各号に掲げる場合であることが判明した場合は、当該各号に定めるとおり利

用者負担の減免を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する減免対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難である事実の消滅、利用者負担認定に係る収入見込額及び所得金額の見直し等により、利用者負担の減免をすることが不適當であると認められる場合

当該認められた日の属する月の翌月以降の減免を取り消すものとする。

- (2) 偽りその他不正の行為により利用者負担の減免を受けた場合

適用開始月に遡って減免を取り消すものとする。

(不正利得等の返還)

第7条 偽りその他不正の行為により利用者負担の減免を受けた者又は利用者負担額の減免の適用期間外に減免を受けた者があるときは、市長は、その者から減免を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和6年（2024年）3月26日から施行し、令和6年（2024年）3月1日から適用する。